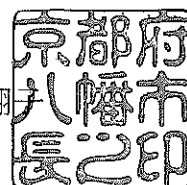


株式会社弘元建設
代表取締役 道原 良太 様

八幡市長 川田 翔



事業許可書

令和8年3月19日付けで申請のありました事業について、下記のとおり許可します。

記

1 許可条件

- ① 土砂の散乱防止に努めること。
- ② 許可期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。
- ③ 令和8年4月1日から令和8年9月30日までの期間における、毎月の土砂等の搬入出結果を別紙様式1に記載し、令和8年10月31日までに市に提出すること。なお、期間内において、市が閲覧の要求をした場合は、速やかに応じること。
- ④ 令和8年10月1日から令和9年3月31日までの期間における、毎月の土砂等の搬入出結果を別紙様式2に記載し、令和9年4月30日までに市に提出すること。なお、期間内において、市が閲覧の要求をした場合は、速やかに応じること。
- ⑤ 農業用水路に土砂等が落ちないように土留め等の対策を講じること。
- ⑥ 前項の対策を講じた後においても土砂等が落ちた場合は、速やかに撤去すること。
- ⑦ 環境保全に留意し、公害防止に努めること。

2 事業

- ① 事業名 盛土及びたい積行為
- ② 場所 八幡市下奈良一丁堤1.4番地他 計4筆
- ③ 面積 2,057㎡

[付記]

許可の条件に従わないときは、八幡市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採取事業の規制に関する条例の規定する手続きを経て、許可を取り消す場合がある。

【担当】

市民生活部 環境業務課

小久保

Tel(075)983-2798（直通）